

## さまざまな「水」の検査

弊社の受託している「水」に関する検査のご紹介です。

今回は、大きく6種の検査についてご案内します。

**レジオネラ属菌**は、循環ろ過器未使用の浴槽水及び毎日完全換水型循環浴槽水は1年に1回以上、連日使用循環型浴槽水は1年に2回以上(塩素消毒ではない場合は1年に4回以上)の検査が必要です。

「飲むために提供する井戸等及び、他の水道から供給を受ける水を水源とし、水道法等で規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止」のための検査として、**飲料水の検査**を行っております。

不特定多数の方が利用する公衆浴場や旅館・ホテル、介護施設などの**入浴施設**は、厚生労働省により衛生管理の指標として、**水質検査**の項目と検査頻度が定められています。

一度にたくさんの方々が利用する**プール**は、汚染された水による感染症予防のため、衛生基準が定められています。プールの季節に入る前の検査をおすすめしております。

「**食品製造用水**」の検査としては、「食品、添加物等の規格基準」中の「清涼飲料水の製造基準」に掲げる26項目を実施することが一般的です。

**温泉**の水を飲用する際、安全性の基準が設けられております。微生物学的衛生管理として、飲泉口において採取したものを年1回以上の検査により基準値との適合確認が求められています。

詳しい内容については、お気軽にお問合せ下さい。  
検査のご要望・ご依頼も、是非ご連絡下さい。迅速に対応いたします。

鹿児島市小野2丁目15番2号

TEL:099(218)3636

FAX:099(218)3553

株式会社 **九州保健ラボラトリー**

Kyushu Hoken Laboratory

<http://www.kyuhoko.co.jp>